

知名町食育・地産地消推進計画 (第3次)

「えらぶ・食」でつながろう すこやか笑顔のまち知名町



令和2年3月
鹿児島県大島郡知名町

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の推進体制	1
第2章 食の現状と課題	2
1 これまでの取組	2
2 食の現状と課題について	3
第3章 食育・地産地消推進の基本的方向性	7
1 基本理念	7
2 基本方針	7
3 基本目標	8
4 施策の体系	10
5 具体的な数値目標	11
第4章 推進体制及び施策の展開	12
1 多様な関係者の連携・協働の強化	12
2 主な取組	13
参考資料	16
参考資料1 食生活指針	17
参考資料2 かごしま版 食事バランスガイド	18
参考資料3 アンケート結果	19
参考資料4 食育基本法	27
参考資料5 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	32

食育とは

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

地産地消とは

地元でとれた食材を、地元で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組です。

食材の旬や産地について理解を深められるほか、郷土食や行事食など地域独自の食文化や日本型食生活を見直すきっかけにもなり、食育を進めていく上でも重要な取組です。

また、地域の農業を応援し、食料自給率の向上にもつながります。

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、私たちが健康で豊かな生活を送るためには欠かすことのできないものです。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化により、食をめぐる環境が変化し、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、食料自給率の低下の一方で食べ残しによる食料の無駄、食の安全性への不安など、食に関するさまざまな問題が発生しています。

このような問題に対処するため国は、平成17年に「食育基本法」を施行、平成18年には「食育推進基本計画」を策定し、食育推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進することとしました。それに伴い、本町においても平成22年に「知名町食育推進計画」を策定し、町民が健康で豊かな食生活を送るための施策を展開してきました。これまでの取組状況や成果に加え、地産地消の取組を充実させ本町の豊かな地場産食材や伝統的な食文化を活かしつつ、住民運動として食育・地産地消を推進するため「知名町食育・地産地消推進計画（第3次）」を策定します。

2 計画策定の位置づけ

本計画は、「食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画及び、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号）」第41条第1項に基づく計画として位置づけます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、国や県の食育推進計画等の見直しや社会情勢の変化などによって計画の変更が必要となった場合には、見直すこととします。

4 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本町の食育・地産地消に関する各種団体等が中心となり「知名町食育・地産地消推進担当者（リーダー）会」を開催し、計画の策定・進捗・評価に関すること 情報の収集・共有・周知に関すること その他食育・地産地消推進のために必要な事項を、都度協議し進めて参ります。

■ 知名町食育・地産地消推進担当者（リーダー）会 構成図

家 庭	地域女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会	生産者等	農協、農業青年クラブ、直売所
学校等	認定こども園、小学校、中学校、教育委員会、 学校給食センター	ボランティア団体	生活研究グループ連絡協議会、 食生活改善推進員連絡協議会
地 域	商工会、地産地消推進店	行 政	農林課、保健福祉課、県農業普及課

第2章 食の現状と課題

1 これまでの取組

3つの基本方針についてそれぞれ目標を掲げ、家庭・保育園等・学校・地域など食に関わる関係機関・関係団体と行政の協働により活動を推進してきました。

<知名町食育・地産地消促進計画（第2次） 目標値達成状況>

基本方針	項 目	計画策定時 (平成 26 年度)	現 状 (平成 31 年度)	目 標 (平成 31 年度)	対 象
健全な食生活を実現する力を身につける	食育に関心を持つ町民の割合	76%	86%	90%	成人女性
	朝食を欠食する児童・生徒の割合	3%	2%	0%	小学 5 年 中学 1・3 年
	栄養バランス等に配慮した食生活を心掛けている町民の割合	51%	88%	60%	成人女性
	内臓脂肪症候群の予防や改善のための適切な食事、運動等を心がけている町民の割合	-	79%	50%	成人女性
	内臓脂肪症候群該当者の割合	40.9%	34.7%	28.0%	国保男性 40～74 歳
		14.2%	14.4%	10.0%	国保女性 40～74 歳
	肥満傾向児(肥満度 20%以上)の割合	10.7%	13.8%	7.7%	小・中学生
	食品購入時、食品表示について注意している人の割合	83%	85%	90%	成人女性
体験を通じて食への理解を深め、豊かな心を育む	食事のあいさつのできる子どもの割合	81%	82%	90%	小学 5 年 中学 1・3 年
	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(週)	-	10 回	10 回	小学 5 年 中学 1・3 年
	農林漁業体験活動の取り組み	10 件	10 件	15 件	保育所・幼稚園 小・中学校
島の食文化を継承するとともに、地産地消を推進する	学校給食における島内産野菜を使用する割合(重量ベース)	22%	24%	30%	給食センター
	島内産の農林水産物を積極的に利用している町民の割合	26%	91%	50%	成人女性
	かごしま地産地消推進店の店舗数	8 店	8 店	10 店	-
	直売所・スーパー等に地場産農産物を出品する生産農家数	300 人	267 人	330 人	町内店舗

2 食の現状と課題について

本計画策定のため、食に関する現状把握を目的に成人女性及び小中学生を対象にアンケートを実施しました。また、食育・地産地消推進担当者（リーダー）会において、それぞれの団体の現状と課題についても共有しました。

「食育に関する住民アンケート（以下「成人女性アンケート」という。）」

対象：知名町地域女性団体連絡協議会（総回答数 256 件）

「児童生徒の食に関するアンケート調査（以下「子どもアンケート」という。）」

対象：町内の小学 5 年生、中学 1 年生、中学 3 年生（総回答数 187 件）

(1) 健全な食生活の実践

世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。さらに、古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化等に関する意識が希薄化し、失われていくことも危惧されています。

また、平均寿命が延びる一方で、エネルギーや食塩などの過剰摂取に代表されるような栄養の偏りや、朝食欠食などの食習慣の乱れ、それに起因する肥満や生活習慣病が課題になっています。

● 食生活の心がけについて

成人女性アンケートでは、栄養バランス等に配慮した食生活を心がけている人の割合は、88%と国の目標である 60%以上を上回りました。また、普段食生活で実践していることは、「食事を楽しむ」や「1 日 3 食規則正しくとる」が高い割合である一方、「適正体重を知り、活動量にあった食事をとる」や「ときには健康目標を立て、食生活を点検する」の現状把握や点検、目標設定等は割合が低いことが分かりました。

食事を規則正しく楽しくとることは実践できているため、今後は、食事や調味料等の過剰な摂取を避けながら、健康目標を立て、食生活を点検することも必要です。

● 食育への関心について

成人女性アンケートでは、「関心がある」と答えた人が 86%で、平成 26 年度の 76%と比較し、食育への関心度が高まっており、国の目標である 90%に近づいていることが分かりました。また、子どもアンケートにおいて「内容も含めよく知っている」と答えた割合は 19%となり、平成 26 年度の 16%と比較し、わずかに高くなっています。

引き続き食育への関心を促すと共に、食育の具体的な内容についてしっかりと理解できるように知識を高める必要があります。

● 食文化等への意識について

成人女性アンケートでは、「食に関する取り組みで重要なものは何か」との問いに、「食文化・伝統の継承」と答えた割合は 34%と、比較的低い数値となりました。また、

「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えていきますか」という質問に対しては、「はい」が45%、「いいえ（無回答含む）」が55%と半数以上が継承等を行えていない状況となりました。

今後も、伝統的な食文化等の継承に取り組むと共に、郷土食の作り方等についても知識を深められる工夫が必要です。

- 平均寿命について

本町の平均寿命は、平成27年時点で男性79.4歳、女性86.4歳で、平成22年と比較し男性で0.6歳、女性で0.2歳延びています。しかし、全国や県と比較すると低い値となっています。

- 朝食の摂取状況について

子どもアンケートでは、「朝食を毎日食べる」と回答した割合は88%、「ほとんど食べない」は2%でした。また、成人女性アンケートでは、「朝食をほとんど毎日食べる」と回答した割合は86%、「ほとんど食べない」が2%でした。

今後も、欠食率0%を目指し朝食をとるよう声掛けを行うと共に、朝食がなぜ大切かを、データ等を示し親・子で知識を深める取り組みも必要です。また、20代～30代の若い世代や成人男性等の状況の把握も課題になっています。

- 朝食や夕食を家族と一緒に食べる頻度について

子どもアンケートでは、「朝食や夕食を家族と一緒にとる回数は週に何回ですか」との問いに「毎日」と答えた割合が最も多く、朝食で41%、夕食で59%となっています。「週0回」の割合は朝食で22%、夕食で2%となり、夕食に比べ朝食は、家族と一緒に食事を食べる頻度が少ないことが分かりました。

学校のゲームブック等を活用した取り組みにより、保護者は難しくても兄弟と食べる機会は増えたようなので、そのような事例も交えながら親の生活リズムに合わせるのではなく子どもを主体とし、親が子どもと一緒に朝食を食べることの重要性についても、今後知識を深める必要があります。

- 肥満度について

小中学校で実施される調査によると、肥満度20%以上の肥満傾向児の割合は、小学生で11.7%（全国8.6%）、中学生で18.0%（全国9.9%）と、いずれも国や県の平均値より高くなっています。

子どもの肥満については、家庭の意識によるところが大きいと思われます。家庭向けの研修会等でバランスのとれた食事の推進を図ると共に、適度なおやつやジュース等の量や内容についても知識を身に付けることが必要です。

- 生活習慣病（特に内臓脂肪症候群）について

成人女性アンケートでは、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動を心がけていますか」との問いに「心がけている」と答えた人が 79%、「食に関する取組で重要なものは何か」との問いに「栄養バランスによる生活習慣病の予防」が最多の 70%となり、生活習慣病の予防への意識が高いことが分かりました。その一方で、本町の特定健診における内臓脂肪症候群該当者の割合は、男性が 34.7%と平成 26 年度の 40.9%より減ってはいるものの依然として少し高い状態であり、女性が 14.4%と平成 26 年度の 14.2%よりわずかに増え、どちらも国の目標より高い値になっています。

運動を継続することができなかつたり、意識はするが実践が伴わなかつたりするケースもあるため、今後は、運動に取りかかるきっかけづくりや継続するためのサポート、どうしたらやる気が出るかなどの啓発活動等も必要です。

(2) 食への知識

食については、様々な情報があふれ、正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により、食品の安全性に対する関心は引き続き高く、情報の適切な選別、活用が促進されるようにしていく必要性が高まっています。

- 食品購入時に注意すること等について

成人女性アンケートで、「食品を購入する時、食品表示に注意しますか」という問いに「注意している」と回答した割合は 87%で、平成 26 年度の 83%と比較し、わずかに増えました。また、食品購入時に気になる点について、賞味期限、価格に次いで「産地、生産者」「原料、添加物」に対する割合が高い一方で、「栄養価、カロリー」「ブランド」に対する割合は低いことが分かりました。今後は、栄養価やカロリーについても意識し、バランスのとれた食事を心がける取組の強化が必要です。

(3) 食料自給力の維持向上及び地産地消の推進

我が国は食料を海外に大きく依存しており、食料自給率及び食料自給力の維持向上が急務となっています。本町も食料の多くを島外に依存しており、地場産物の活用や地産地消の推進を行い、自給率を高める必要があります。

- 学校給食における島内産野菜を使用する割合（重量ベース）

平成 30 年度は 24%となっており、平成 26 年度の 22%と比較するとわずかに増えました。

- 地産地消について

成人女性アンケートでは、地産地消という言葉やその意味を知っている割合は、96%と非常に高く、言葉は定着してきているようです。食材購入時に島内産及び県内産の農林水産物の購入を心がけている割合は、「積極的に購入している」が44%、「時々購入している」が47%と、両方で91%となりました。

農業が基幹産業であり農家人口も多いですが、野菜はスーパー等で島外品を購入するケースが多いため、今後地場産野菜の生産や水産物も活用し、更なる地産地消の推進が必要です。

第3章 食育・地産地消推進の基本的方向性

1 基本理念

「えらぶ・食」でつながろう 健やか笑顔のまち知名町

美しい自然や人情に恵まれた沖永良部島の豊かな環境の中で、生きる上での基本である「食」に関する様々な体験を通して、次代を担う子どもたちの健やかな心身を育むと共に、町民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、安心・安全な地場産物を積極的に利用した食生活を実践して、生涯を通じて健康でいきいきと暮らすことができるように「食育・地産地消」を町ぐるみで推進します。

「えらぶ・食」とは、食を賢く選択（選ぶ）する力や、沖永良部島（えらぶ島）の豊かな食をイメージした言葉です。また、「つながろう」とは、地域の人と人とのつながりや、親から子へ世代から世代へと、命や知恵をつなぐことをイメージしています。

2 基本方針

(1) 健全な食生活を実践する力を町民一人ひとりが身に付ける

食をめぐる様々な課題や食育の意義、必要性等について広く町民の理解を深め、一人でも多くの町民が健全な食生活を実践できるよう、生涯に渡り絶え間ない食育を推進します。また、生活習慣病の予防及び改善につながるようなきめ細やかな啓発活動を展開します。

(2) 体験を通じて食への理解を深め豊かな心を育む

農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に関する関心と理解を深めるため、情報提供の強化と体制の整備等を進めると共に、家庭における共食を通じた子どもへの食育を推進します。

(3) 地産地消を推進するとともに島の食文化を継承する

生産者と消費者の信頼関係を築きながら、地域で採れた農林水産物をその地域で消費する地産地消を積極的に推進します。また、地産地消活動の核となる人材の育成及びその関係者のネットワークづくり、情報提供の強化等を推進します。さらに、地域の食文化に知見を有する高齢者等の活用も図りながら、伝統的な食文化等の紹介や体験できる機会を設け、多くの町民がこれらに触れる環境を整えます。

3 基本目標

食育・地産地消を町ぐるみで推進するためには、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携・協働して取り組むことが有効です。

また、食育・地産地消は、目的や基本理念を踏まえて推進されるべきものであり、安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要があります。

目標の設定については、基本方針に基づき行います。

(1) 食育に関心をもつ町民を増やす

食育を推進し、成果をあげるために、町民一人ひとりが自ら実践を心がけることが必要であり、そのためにはまず、より多くの町民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせません。このため、引き続き、食育に関心を持つ町民を増やすことを目標とします。

(2) 朝食を欠食する町民を減らす

朝食を毎日食べることは基本的な生活習慣を身に付ける観点から非常に重要であるため、引き続き、子どもの朝食の欠食をなくすことを目標とします。

また、若い世代は次世代に食育をつなぐ大切な担い手でもあるため、20歳代及び30歳代の欠食を減らすことも目標とします。

(3) 栄養バランス等に配慮した食生活を心がけている町民を増やす

生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、町民一人ひとりが栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。

「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、そのような食生活を心がけている町民を増やすことを目標とします。

(4) 生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活に心がけている町民を増やす

生活習慣病の予防や改善には、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養の偏り等に起因する肥満や内臓脂肪症候群等依然として高い割合であるため、普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活に心がけている町民を増やすことを目標とします。

(5) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する町民を増やす

健全な食生活の実現に当たっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要です。食品購入時、食品表示について注意している人の割合は比較的好調に推移しているため、食

品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する町民を増やすことを目標とします。

(6) 朝食又は夕食を家族と一緒にとる「共食」の回数を増やす

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなっています。仕事と生活の調和等の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒にとる「共食」の週当たりの回数を増やすことを目標とします。

(7) 農林漁業体験を経験した町民を増やす

食に関する関心や理解の促進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供し、農林水産業についての知識や理解を深めてもらうことが重要です。特に、幼い頃からこのような体験をすることは重要であると考え、子どもを中心とした農林漁業体験活動の取り組みを増やすことを目標とします。

(8) 学校給食における地場産物を使用する割合を増やす

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めると共に、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む上で重要である他、地産地消の有効な手段であるため、引き続き学校給食において地場産物を使用する割合を増やすことを目標とします。

(9) 島内産の農林水産物を積極的に利用する町民を増やす

地産地消は、消費者の安心・安全だけでなく、本町の基幹産業である農業の振興にも大きく関わってきます。地域の食材を積極的に利用することで、食文化の継承や食育への理解も高まります。農産物の利用だけでなく、水産物の利用促進も行いながら、引き続き島内産の農林水産物を積極的に利用する町民の割合を増やすことを目標とします。

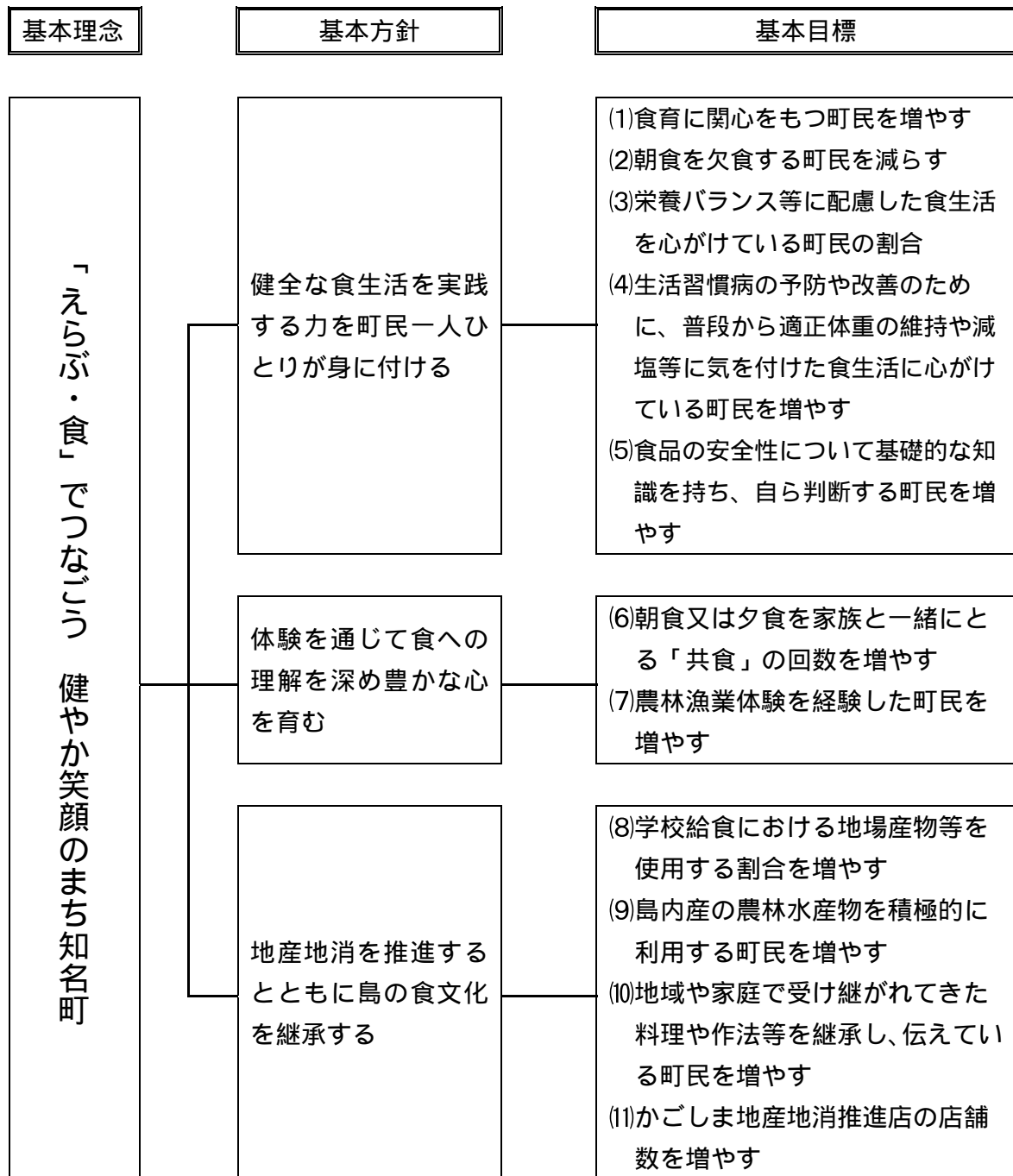
(10) 地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法等を継承し、伝えている町民を増やす

地域には伝統的な行事や作法と結びついた多様な食文化がありますが、近年、地域のつながりの希薄化、食の多様化により、食文化の特色が徐々に失われつつあります。このため、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法等を受け継ぎ、地域や次世代へ伝えている町民を増やすことを目的とします。

(11) かごしま地産地消推進店の店舗数を増やす

飲食店等における島内産の農林水産物の利用はもちろんのこと、県産農林水産物の利用を促進するために、積極的に県産農林水産物を利用したいと考える飲食店等の「かごしま地産地消推進店」への登録を推進し、店舗数を増やすことを目標とします。

4 施策の体系



5 具体的な数値目標

基本方針	基本目標に基づく項目	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和 6 年度)
健全な食生活を実現する力を身につける	(1)食育に関心をもつ町民を増やす 食育に関心を持つ町民の割合	86%()	90%
	(2)朝食を欠食する町民を減らす 朝食を欠食する児童生徒の割合 朝食を欠食する若い世代の割合	2% -	0% 15%以下
	(3)栄養バランス等に配慮した食生活を心がけている町民を増やす 「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を心がけている町民の割合	60%()	70%以上
	(4)生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活に心がけている町民を増やす 生活習慣病の予防や改善のために、普段から食生活に気を付けている町民の割合 肥満傾向児(肥満度 20%以上)の割合	- 13.8%	75%以上 9.2%
	(5)食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する町民を増やす 食品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する町民の割合	-	80%以上
体験を通じて食への理解を深め豊かな心を育む	(6)朝食又は夕食を家族と一緒にとる「共食」の回数を増やす 朝食又は夕食を家族と一緒にとる「共食」の回数	週 10 回	週 11 回以上
	(7)農林漁業体験を経験した町民を増やす 農林漁業体験活動に 3 回以上取り組んだ小中学生の割合	-	80%
島の食文化を継承するとともに地産地消を推進する	(8)学校給食における地場産物を使用する割合を増やす 学校給食における地場産物を使用する割合(重量ベース)	24%	30%
	(9)島内産の農林水産物を積極的に利用する町民を増やす 島内産の農林水産物を積極的に利用している町民の割合	-	85%
	(10)地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法等を継承し、伝えている町民を増やす 地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法など伝承し伝えている割合	45%()	55%以上
	(11)かごしま地産地消推進店の店舗数を増やす かごしま地産地消推進店の店舗数	8 店	10 店

… 成人女性のみを対象にしたアンケートの数値。

第4章 推進体制及び施策の展開

1 多様な関係者の連携・協働の強化

取組を継続するには、地域において「なんのために」食育を推進するのかを共有し、そのために自ら取り組み、出てきた結果や課題について自らの問題として捉え、考える「主体」を増やすことが重要です。

食育に関する施策の実効性をこれまで以上に高めていくためには、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を活かしつつ、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、多様な取組を推進していくことが重要です。

教育関係者等の役割

教育・保育、介護その他の社会福祉、医療、保健等に携わる関係機関及び関係団体は、食に関する関心及び理解の増進に重要な役割を果たします。

様々な機会や場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めると共に、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するように努めましょう。

農林漁業等の役割

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する関心及び理解を増進する上で重要な意義を持つことを考慮し、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について理解が深まるよう努めると共に、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うように努めましょう。

食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めると共に、行政等が実施する食育の推進に関する施策や活動に協力するように努めましょう。

町民の役割

家庭、学校、保育園等、地域等において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めると共に、食育の推進に寄与するよう努めましょう。

行政の役割

食育の推進に関し、国や県との連携を図りつつ、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施します。

2 主な取組

3つの基本方針毎に、「家庭」「保育園等・学校」「地域・生産者」「行政」の取組を示し、総合的に食育・地産地消を推進します。

基本方針1 健全な食生活を実践する力を町民一人ひとりが身に付ける

- 家庭
 - ・ 乳幼児や子どもの発達段階に応じた食事の提供について学び、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保します。
 - ・ 健康な歯で、生涯にわたって食事がおいしく楽しくできるように、歯みがきを習慣づけ、虫歯や歯周病を予防します。
 - ・ 食育のイベント等に積極的に参加します。
 - ・ 早寝、早起きを心がけ、朝食をとる習慣を身に付けます。
 - ・ 朝食がなぜ大切なのかを理解します。
 - ・ 主食・主菜・副菜をそろえた食事を習慣的にとるように心がけます。
 - ・ 家庭での食事を見直し、適度な運動と合わせて、生活習慣病のもととなる肥満の予防と解消に努めます。
- 保育園等・学校
 - ・ 食事のマナー（姿勢、箸の持ち方、三角食べなど）や食べ物の栄養について指導を行います。
 - ・ 学校において食に関する指導を計画的に実施します。
 - ・ 朝食をとるように声掛けをします。
 - ・ 毎日の給食において、子どもたちに食べることや噛むことの大切さを伝えます。
 - ・ 栄養バランスのとれた食のモデルとなるような食事を提供し、偏食などの解消に向け、嫌いなものでも楽しんで食べられるような雰囲気づくりを行います。
 - ・ 四季に応じた給食・行事食を提供し、季節と食べ物の関わりを子どもたちに伝えます。また、毎月の「食育の日」は、食育を意識したメニューを提供します。
 - ・ 給食だよりや献立表、講演会、家庭教育学級等を通して、家庭や地域と連携を図ります。
- 地域・生産者
 - ・ 地域や職場、団体では、それぞれ組織を構成する対象者に対し、食育に関する情報提供等を行います。
 - ・ 行政や各種団体等が行う食育に関するイベント等に参加・協力します。
 - ・ 高齢者の健康の保持と、孤食の防止、地域との交流促進を行います。
 - ・ 男性の生活・自活力を高め、健全な食生活を実現するため、男性に対する食育を推進します。

- 行政

- ・ 町内の食育に携わる関係者と連携し、会議等の開催を通じて本町の食育促進を図られるよう取り組みます。
- ・ 「食育月間（毎年 6 月）」や「食育の日（毎月 19 日）」に合わせて、普及啓発を行います。
- ・ 様々な媒体を活用し、情報発信を行います。
- ・ 朝食をとることの重要性について、データや根拠を示し、全町民へ理解を深めます。
- ・ 「かごしま版食事バランスガイド」や「食生活指針」等により普及・啓発を行います。

基本方針 2 体験を通じて食への理解を深め豊かな心を育む

- 家庭

- ・ 子どもが実際に自分で料理をつくる体験を増やして行きます。
- ・ 親子料理教室や体験活動など食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会をつくります。
- ・ 家族が食卓を囲み、共に食事を取りながらコミュニケーションを図り、楽しい雰囲気の中で食事ができる環境を整えます。

- 保育園等・学校

- ・ 子どもと地域の各種団体との交流を図りながら、食べ物を育てて収穫し、調理をして食べる体験活動を通して自然の恵み、収穫の喜び、「いただきます」という感謝の気持ちを育みます。
- ・ 野菜の植え付けや世話、収穫など農業体験を行います。また、農業体験で収穫した野菜を使用した調理体験を行います。

- 地域・生産者

- ・ 農協等が中心となり、農業体験を通して土に触れることや地域で生産される農産物等の栽培方法や特徴などを伝えます。
- ・ 漁協等が中心となり、漁業体験を通して地域でとれる水産物等に触れる機会を増やします。
- ・ 行政や各種団体等が行う食育に関するイベント等に参加・協力します。

- 行政

- ・ あらゆる体験機会を増やすための情報収集や発信、各種団体の取組をサポートします。

基本方針３ 地産地消を推進するとともに島の食文化を継承する

- 家庭
 - ・ 四季を感じることでできる旬の農林水産物を使った食事を心がけます。
 - ・ 箸の使い方や「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつなど、食事に関するマナーを身に付けます。
- 保育園等・学校
 - ・ 地産地消を推進し、地場産物を安定的に給食に活用することができるよう、地域生産者との連携を充実します。
- 地域・生産者
 - ・ 行事食や伝統料理などの食文化の情報収集や学習の場を持ち、継承に努めます。
 - ・ 直売所や商店での地場産食材利用への取り組みを支援し、生産者と消費者の顔の見える関係を築きます。
 - ・ 青空市や直売所を設置し、地場産農林水産物の消費・普及を行います。
 - ・ 行政や各種団体等が行う食育に関するイベント等に参加・協力します。
- 行政
 - ・ 伝統料理の掘り起こしや普及、地産地消を基本とした地場産農林水産物の活用促進を図るため、各種団体や関係機関等の連携を強化し、積極的な情報の収集と提供に努めます。
 - ・ 地場産野菜の栽培技術の向上支援に努めるとともに、学校給食や商店等への供給体制の充実に向けて支援します。
 - ・ 学校給食における地場産物活用状況を調査します。